

国立大学法人小樽商科大学学組織・運営規程の一部を改正する規程

【改正理由】 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程について、次に掲げる事項について、所用の改正を行うものである。

- 1 教員の休職及び服務に関する事項については、教員の身分に関する事項であり、大学全体に関連することであるので、学部・大学院合同教授会の審議事項として整理するため、所用の一部改正を行うものである。
- 2 教員就業規則第10条に規定する教員を休職とすることができる事由のうち、同条第1号に該当する場合（心身の故障のため、長期の療養を要する場合）であって、主治医の診断書及び当該教員から休職となることの同意書が提出された場合にあつては、休職となることの是非を大学が判断するものではないこと、また、当該教員のプライバシーに配慮する必要があることから、学部・大学院合同教授会における審議事項から除くため、所用の一部改正を行うものである。なお、教育研究評議会に関しては、教員就業規則第11条により休職の期間を教育研究評議会が定めることとなっているため、従前どおりとする。

新 (略)	旧 (略)
(学部教授会) 第15条 同右	(学部教授会) 第15条 本学の運営に当たり、商学部の重要な事項を審議するために、学部教授会を置く。
2 同右	2 学部教授会は、副学長、言語センター、ビジネス創造センター、保健管理センター及び商学部専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。
3 同右	3 学部教授会は、次に掲げる事項を審議する。
(1) 同右	(1) 学則、組織及び運営に関する重要な規則（経営に関する部分を除く。）の制定又は改廃に関する原案作成
(2) 同右	(2) 学科長及び学科主任の選任
(3) 教員人事（次条に規定する昇任教授会に係る人事並びにビジネス創造センター、保健管理センター及び教育開発センターの専任教員に係る人事を除く。）の選考	(3) 教員人事（次条に規定する昇任教授会に係る人事並びにビジネス創造センター、保健管理センター及び教育開発センターの専任教員に係る人事を除く。）の選考、 <u>休職及び服務に関する事項</u>
(4) 同右	(4) 教育課程、授業計画の作成及び短期留学プログラムの編成に関する事項
(5) 同右	(5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
(6) 同右	(6) 留学生の受け入れ
(7) 同右	(7) 派遣留学規程に基づく学生の派遣
(8) 同右	(8) 学生の懲戒、除籍及び表彰

- (9) 同右
- (10) 同右
- (11) 同右

(略)

(学部・大学院合同教授会)

第17条 同右

- 2 同右
- 3 同右
- (1) 同右

- (2) 同右
- (3) 同右
- (4) 同右

- (5) 同右
- (6) 同右

(7) 教員の休職 (心身の故障のため長期の休養を要する場合であって、主治医の診断書及び当該教員の同意書があるときを除く。) 及び服務に関する事項

- (8) 同右

(略)

附 則

この規程は、平成23年11月16日から施行する。

- (9) 卒業の認定
- (10) 入試の実施及び合否の判定に関する事項
- (11) その他商学部の教育研究に関する重要事項

(略)

(学部・大学院合同教授会)

第17条 本学の運営に当たり、商学部、大学院、附属施設全体に係わる教育研究上の重要事項を審議するために、学部・大学院合同教授会（以下「合同教授会」という。）を置く。

- 2 合同教授会は、副学長、本学の教授、准教授、講師をもって構成する。
- 3 合同教授会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 言語センター長、ビジネス創造センター長、保健管理センター所長、国際交流センター長及び情報処理センター長の選出

(2) 本学の学部、大学院、附属施設全体に係わる規則の制定、改廃の原案作成

(3) ビジネス創造センター、保健管理センター及び教育開発センターの専任教員人事（前条に規定する昇任教授会に係る人事を除く。）の選考

(4) 教員の免職、懲戒に関する事項

(5) 中期目標についての意見に関する（経営協議会に係る事項を除く。）原案作成

(6) 中期計画及び年度計画に関する（経営協議会に係る事項を除く。）原案作成

(7) 教員の休職及び服務に関する事項

(8) その他商学部、大学院、附属施設の全体に係わる教育研究上に関する重要事項

(略)